



第 2 号
51.8.1



発行者
山口市駅通り2丁目9番15号
山口県土地家屋調査士会
TEL 山口②5975
郵便番号 753

印刷所
山口市旭通り1丁目1の6
桜プリント企業組合
TEL 山口②1712

目 次

- ・調査士は17条地図の管理人に!! 新進会員放談会 (2)
- ・本部だより 秋吉台・笠戸島でユニークな研修計画 企画部 (5)
- ・誌上研修 測量屋さん(2) 徳山支部長 久野 操 (6)
- ・スパイ容疑で逮捕?!・韓国旅行記 萩支部 小林 章 (9)
- ・土地家屋調査士の知名度と周知度 県民アンケート調査の分析 (10)
- ・所感 素人の思い込み 山口支部 木下 勝 (11)
- ・防長人物抄 名物調査士紹介② 萩支部 竹内 重信 (13)
- ・お知らせ (14)

錦帶橋（岩国市）撮影 岩国支部 新本清人



山口県土地家屋調査士会

調査士は17条地図の 管理人に!!

新進会員放談会

会報編集部では会員の生の声を「会報 やまぐち」に反映すべく努力しておりますが、去る七月三日県下各地より有志会員五名に山口県司調会館に参集を願って裏面座談会を開催しました。

座談会については、冒頭広報部員より九つのテーマを示し、要領等について説明をなした後退席し、腹蔵なく、ざっくばらんに話し合ってもらいました。

新進気鋭の会員の熱っぽい雰囲気の午後一時半から五時過ぎまで意義ある座談会が続けれられ、先輩会員にはチクリと感じられる向もあるかと思われますが、素直に傾聴をお願いしたいと思います。

建設的な意見、要望等も一考に値する発言が多く、問題は今後これらの要望等をいかに採用して具体化して行くかが執行部の課題であり、それが又、会員多数の希望でもあると思われます。

採算とれない現行報酬

1. 調査士になつた動機 と開業後の感想

環境により調査士になつた。

C 元地方公務員で土木設計の仕事に従事、定年後に開業した。この仕事は目が大事だし、かなりの精度を

A 三年前独立後高収入というのにひかれ、昨年開業したが予想していなかった高収入ではなく、昨年司法書士も認可を受けたので兼業でなんとかやつてゆけそうだ。

B 家業がこの仕事であり、周囲のもともと家業がこの仕事のせいもあり

り、もっぱら父と頑張っている。場だが、動機は自分の力で何かやりたいという事だった。もともと測量は好きでもあつたが実際開業してみると、年期のいる仕事であり、多様な知識を要求される仕事だと思う。

2. 開業後の業務実態 と経済的安定度

A 事務所は私一人でやっているが、開業後三年から五年位は仕事も少く、信用が定着する迄はやむを得ない。又報酬額も建物の事件がほとんどという関係もあり、現行以上はもらいたくない。

B 私はEさんと同じで父と同じ事務所だから開業前と環境は変わらないが、業務の内容として、アフターサービス的な昔の測量に関する依頼が多くて困る。又経済的には補助者が四名いる関係で、我身には恩給も年金もない反面、永久責任負担といふ業務にしては、建物はまあまあしても、土地は報酬が低く補助者が二名以上の所では採算がとれない場合もあると思う。

C Bさんの恵まれた環境は、うらやましい限りで、実際私も開業直後は経済的に無理と感じた。最近は特に難しい土地の事件が度々持ち込まれ、これらについては現報酬では採算が

日和見申述書

オールスター戦も終りプロ野球も後半戦の熱戦が展開されている。今年は外人の活躍が目ざましく各チームの文字通り・助つ人となっている。

▼日本水泳界は遂にモントリオールの空に「日の丸」を掲げることができなかつた。十六の日本新を出しながら入賞ゼロに終つている。かつての・水泳王国日本・フジヤマのトビウオは完全にアメリカに東ドイツに一足も二足も越されてしまい、その差は二十年とも三十年とも言われている。▼最近の子供は竹馬は勿論、竹トンボすら自分で作れない。父親の方も教えようともせずにデパートへ行ってテレビ廣告のおもちゃを与える。

▼金さえ出せば四苦八苦しておもちゃを作らなくて手に入り子供も喜ぶ。金さえ出せば即戦力の元大リーガーが日本にやって来てホームランをかっ飛び。この様な安易な気持ちを持ち続けるならば「工夫」と「努力」は忘却され、竹馬を作る子供も傑出した日本選手の誕生も遠ざかるのではないか。世界の壁は厚い。しかし挫折することなく日本水泳界の奮起を待ちたい。アマチニアであるから金さえ出せばの気持は毛頭なかろうが忘れられようとしている「工夫」と「努力」で突破してもらいたい。予算の少ない山口会としても同じ気持ちで頑張らねば……正

各 位



昭和五十一年盛夏

黒川
由美子
著

とれない。今後の傾向として司法書士との兼業は益々難しくなると思う。
A 現在男二人、女一人の補助者と自分の事務所を別に持つてやっていが、年間二五〇件以上の事件数がないと採算がとれない。建物は妥協できても、土地の報酬は少しきびしい。仕事は土地の事件が多い。

B 親と一緒に男四人女一人の補助者と営んでいるが、うちは土地がほとんどで、それ故測量にも手数がかかり、我々と補助者の年間給与を日当に換算して試算した場合、男性補助者を二名以上雇用すると、とても

採算に合わない。現行報酬を決めた関係機関の方々は、測量の外業積算を、内業の・書く手間・として考えておられる様にうかがえる。又、標準報酬額のみで積算しても充分採算に合う報酬体系が望ましく、依頼者からも誤解を受けないと思う。私の所は仕事はアマアマある方で恵まれて責任を永久に負わねばならない職務には、今一度報酬体系を検討すべきだろう。

C 全く同感だ。昔の一筆測量屋時においては、今一度報酬体系を検討すべきだ。

代とは違っている。考え方によつては公務員の方がいい。又Eさんが言われた様に、法務者は測量技術に対する報酬ではなく、書く事を主体にした報酬を考える事は……。

補助者の法務局承認廃止を

3. 日常業務の不安と満足

B 昔がしっかりした技術を身につけ、地位向上に務め境界確定の時にある程度の権限を調査士に持たせるべきだと思う。例えば隣接地への立入調査の法的権限等……。

D 調査士の調査測量錯誤の場合の免責制度の確立をやつていただけたらと思う。

E そうだね。最近はあらゆる職業に備えられている世の中だから。

人間のやる事だから一生の間で絶対にミスがないとは言えない。こうみると満足はあまりないようだが、多角測量等で自分が思う様な精度が出たり、他の所で処理出来なかつた事件を自分でやり終えた時位だろうか。

4. 現行調査士制度について

刻も早く軌道にのせてほしい。

D 公共道路新設や拡幅の場合、用地買収測量と境界杭確定指導を調査士の手でやれば分筆地積図と現地との相違もなくなるだろう。現在、役所あたりでは時々アルバイトに地積図を書かせたり、杭は現場の者が適当に埋設するという話を時々耳にする。

E 今後国調が進行するにつれて、図根点の数値処理並びに公示制度等を、測量関係法だけでなく調査士法にも盛込んで境界確定、復元等が法的根拠に於て行なわれるようになります。

又、補助者の法務局による承認制度はやめるべきだ。と言うのは国家資格をとり、社会責任を担う我々が我々の責任において採用した者を、更に法務局の承認を得ねばならないとするのは解せない。補助者の人數制限についても同じだと思う。我々の業務の頭止めの様な気がしてならない。

ている様に思う。

C このままだと人員と器材の調達が難かしい故に、広い土地の調査測量ができない。特に開発行為規模の事件は……。

とれる。

現場で生かせる研修を

5. 会運営について

批判・要望

E 執行部の方々には大変お世話をなっている訳だが、日調連の力ももっと強力に出来ないものだろうか。例えば報酬の問題、補助者待遇の問題等……。又県単位においては執行部の他県との交流、県内会員同志のスポーツ等によるリクレーションなどで、先ずコミュニケーションの機会を作り、会員の会組織に対する前進的意欲を高めるはどうだろうか。会員同志が顔を会わせるのは、研修会か懇親会ぐらいしかないと言うのは淋しい。

6. 研修会について

8. 先輩調査士に一言

司法書士との兼業はムリ

9. 将来の調査士像・その他

A 今年は実現しそうだが、年二回はやって欲しい。又技術研修では、何時でも誰でもトラバースが組める程度に強制的にでも研修を行なうべきだ。

B いつも感じる事が働き盛りの多忙な五〇才前後の会員の出席が悪い。技術向上が地位の向上にもつながる訳だから、会としても出席を義務づけて欲しい。

E そうだね。医師と同じで失敗は認められないのだから、しっかりした技術は調査士の基本だと思う。

特に調査士の場合は補助者が一名という仮定のもとで、現場をこなさねばならず、色々と工夫された技術も要求されてくるはずだし、そういうものは研修会でお互いに技術提供をしあってこそ有意義なものとなるはずだ。どうしても職人気質みたいなものがあるが故に、技術交換を年配者はしたがらないようだ。

D 支部の事務研修等は登記官の異動直後に行なうと、日頃の申請業務が

C スムーズにいくのではなかろうか。特に私は技術上り故に感じるが理論上の技術研修だけでは全くダメで、あらゆる現場でもこなせる、現場で生かせる研修を望みたい。

7. 広報活動について

批判・要望

E 最近は活発になってとても良いと思う。土地家屋調査士が昭和二十六年頃から生まれていながら、国民の間では以外と知られていないのは、事件説明との関連で今迄誰もがタブーとしてきたせいではなかろうか。調査士でないと出来ない業務ということを、もつと国民に知らしめるべきだ。

E 支部研修の折にでも新入会員に対する相談コーナーを設置するか、事務取扱通達集もしくは支部と法務局との取扱協議集等を配布すべきだ

B いつも感じる事が働き盛りの多忙な五〇才前後の会員の出席が悪い。技術向上が地位の向上にもつながる訳だから、会としても出席を義務づけて欲しい。

E 全く同感だ。調査士はその社会に於ける責任の遂行のために、あらゆる現場を処理できなくてはダメだと思う。いつも補助者不足に困る事なく、現場においてもセオドライト、光波測距儀等を駆使し、内業では補助者の養成不足に起因する計算ミスを防ぐため、ミニコンピューターやオートプロッター等を使っていつも正確に短時間に国民の要望にこたえられる調査士とならねばならないと思う。それが為にも二人以上の男性補助者を採用しては採算がとれない様な報酬体系では、いつまでたっても、業務の合理化、技術向上、新しい社会的地位の向上はあり得ないのではないか。

A これからは多種多様な登記に関連した業務処理が迅速にでき、信頼を得る調査士になりたい。

B Aさんと同感だ。今後は司法書士等との兼業は難しくなり、単業化され、より専門的になるべきだろう。やはり兼業は一人の先生では無理だ。

D C 私も兼業は無理だと思う。

境界確定の重要さからも、将来は各筆界点に関し公共団根点よりの座標数値をミニコンピュータのデータとして保存出来れば、復元測量も容易になるだろう。そして調査士は自分のやった現場のみならず、十七条地図の管理人となるべきだ。それが為に勉強の必要を痛感する。

山口令も日課をもつてこの大きさの
明治維新の内点に目をつけ、一番の
被官者である桂・鍋島は、豈出候
して、即に想訴すべきではなかろう
か。それが果された時、彼々は實力
して父貴性をもつて朝廷の不徹底の
調査、監査、申請手続を行ふ、かつ
幕界の督理人となるのではなかる
べく。

本部より

吉台・笠戸島で

金言錄

本
先の定期懇親会で、私共を受けました。事務計画に基づき企画面では、計画実現に盡る努力しておりますが、技術面について一言述べて自負各後の理解と協力を図う次第です。

日二時　自九月四日午後一時
至九月五日午後五時　地所　宜戸島根民南在大城
事務　秋吉田國氏商店　若竹社
調査土試験も幾々に難曲化され
加内にあるようですが、この難問を
指導する玄関長の算力のお陰で大変

中堅として筆頭に導入しておられる御入会員、父、子實行なつておる前様等では御足りなきを感じておられる中堅、元蔵全員の方々に、二十一層の研議を開いて、技術指導員と共に梓生の山ひ企の技術研修センターとなり、山口金浦駅前の一萬坪田にて開きたいた考案であります。従来、ややもすると入会当時は、高い技術者であつても、其の後半身に漏れとこれを保持し前上させることが確かになりがちであります。今後予等の根柢に於かく、専門的評議を行なつておられました。本年度は、前半度は、農業の分野を題材にして毎月、野外にわたり、農業研究者の方々の技術研修を企ててあります。



計報

二〇四



会長辞令書、お面お頭、ミセア
賞選定等について、聞かることに関して
ては定期のある企画用紙の頭を審
査集めに検討中ですが、ダメトイディ
アモ意見がたらましら、企画用
紙用事にご了承し助言を願いたいと
思ひます。

又、出席会員においては、講義教
員の指揮もあることながら一人一頭
をマスターの上意気込んでこれを
是應接い、会場の・生物調査士組合
に講習会を開いていきものです。

送迎車については今後も積極的に研究を
を続けて、不燃荷物に努めます。

誌上研修

測量屋さん (2)

袖山支部長 久野操



ある距離の間に正しい長さ（これは誰も取り出すことのできる体力的な値であるが）を $L = 31.00 \text{ m}$ とし、この距離を標識して、 $L - 30.99 \text{ m}$ の値を得たとすれば、その差 $\pm 0.01 \text{ m}$ を誤差の誤差といふ。

ときに重上げたように真の値とは現在の科学を駆使しても求められないものであるから、われわれは、真の値に大差ない、最も確からしい値（この場合は L ）、すなはち真確値までがまんしなくてはならない。

真確値は次のようにして求める。上の例の距離を同じ標尺を使い、目標の位置を変えて 3 回讀んでみたら次の値が得られたとする。

第 1 回 $30.994 \cdots \cdots \text{L}$

第 2 回 $30.996 \cdots \cdots \text{L}$

第 3 回 $30.995 \cdots \cdots \text{L}$

3 回測定した値の平均値を求める。

$$x = \frac{30.994 + 30.996 + 30.995}{3} = 30.995$$

この $x = 30.995$ を基準値といふ。前に述べた誤差とは、真の値を求めることができないので実際にはこれを求ることは不可能である。従って、この場合の誤差とはどこまでも理論上のものである。

何とかかの規則によって持たれ得る誤差と、各回の測定値との差を真の誤差と区別して、残差 \pm といふ。上の例から、残差とは

$$\pm_1 = 30.995 - 30.994 = 0.001$$

$$\pm_2 = 30.995 - 30.996 = -0.001$$

$$\pm_3 = 30.995 - 30.995 = 0$$

精度の高い規則を振りに何回も行つて得た測定値とは、肚りなく真の値に近づく。したがつて必然的に誤差とは、真の誤差とは限りなく近づく。

誤差の法则は、規則に適用しても実用の上からましまつかえない。

5. 誤差と、つり合いと

古今の三面家、建築家達が好んで使つてゐるある種の数字がある。「黄金比」である。これを具体的に書き表わすと、 $1 : 1.618 (1 + \sqrt{5})^{-1} : 1$ となる。

1. 1 円に泣く …… 誤差について ……

ある金融機関の預店後の計算において、その日の現金取扱額や、預貸、伝票の調査を徹底的に行ってその原因が解明できるまで、全員が付けにされるという話などときどき耳にするが、確かに取扱で難かといふ言葉で表現します。1 円足りない時にでもある。

一般的に言って 1 円の誤算や、読みし自分の落みではないとか、誰かであるか、誰かでないかは、言い換れば 1 円の誤差が無視できる位小さいものか、そうでないかは、時と場合によつて異なるだろうが、少くとも金融機関や、企業の会計部門では 1 円の計算違いでも極めて重大な錯誤として評議される。それが復りに 10 万円に対し 1 円違う場合でも、1,000 万円に対しての 1 円の差であるとも恐らくその落みは同じであろう。そこに生じた誤差は常に無視できない。

さて、われわれが行つた測量の誤差について考えてみたい。誤差の定義と言えば大家困苦しくなるが、誤差にたずきむけている者は、この誤差について理解や正当な認識がない限り、絶対に正しい誤差ができることを強調したい。けだら誤差（精度）を度外視した誤差というのは考えられないからである。

本論に入る前に、誤差によつて生ずる誤差には、無視できる誤差と、無視できない誤差のあることを結論としておきたい。

2. 誤差の種類

1. 直接誤差

直接、器具を用いて、求めようとする数量の値を計測することを直接といふ。直接にはその方法によつて、直角規則と直接規則がある。

イ) 直接規則とは、直角器や規則を使ってある数量（長さとか角度）を測ることであり。

ロ) 開角規則とは、三角形の三辺とそれには含まれる角を直接に測つて、他の辺の長さを、三角法を使って計算で求める方法は、その 1 例である。

2. 間接誤差の定義

b 平板の致心誤差

等があるが、更に平板測量を行う方法によって次のような誤差が考えられる。

C 測量方法による誤差

- a 放射法による誤差
- b 道線法による誤差
- c 交会法による誤差

このように、平板測量は器械・器具が簡単で取扱いが便利なかわりに、いろいろな誤差を生ずる。そして、測距誤差も入ってくるから、益々複雑である。平板測量の作業では、われわれは常にこの誤差を念頭に入れて、すべての誤差と同じ精度にあてはめるよう、努めたい。いわゆる「つり合い」のとれた測量を行いたいものである。

縮尺1:300の場合は、アリダードの縮尺の1目盛は0.666……mmで、実長になおせば20cmであることは今更申し上げることもあるまいが、ある距離に20cm以下の数値が出た場合、たとえば12.26mの長さのとき、1位の6cmの点を平板上にプロットすることは不可能である。1230mの長さでも、12.20mと12.40mの中間であって、普通1目盛の中間に測点が来るが、これとても、平板上に正しくプロットすることは非常に困難ではないかと思われる。

平板測量では、測距の単位は10cmでよいことがこれまで納得されるであろう。使用する巻尺も、古くない規格品であれば布テープでよい。鋼巻尺を使って何cmまで詳しく測距しているところをみかけることがあるが、これらは全く「つり合い」の意義をつかんでいない素人のやる測量だと断定してもよい。

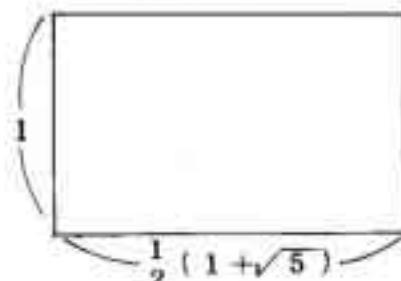
平板を次の測点に移動して、すえつけする場合でも、「下げ振り」と測点を無理やりに合わせようとして苦労している姿を、測量専門の人でも平気でやっている。(僅かではあるが)これとても、致心誤差の理論を実際に自分のものにしていない証拠である。

しかし、平板の本来の使用目的は、主に地上の現形を成果図として求めることであって、私に言わせれば、平板で地積測量を行うことは第2義的なものである。平板測量は地積に関しては全くずさんであり、いろいろな誤差が入ってくる。したがって高い精度は望むべくもない。

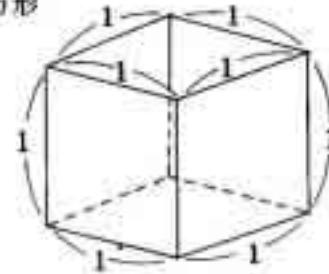
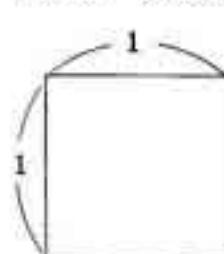
D トランシット測量の誤差

トランシット測量は言うまでもなく、測角と測距の2つの要素を理解することで、必要にして十分なる条件をみたすとしても過言ではない。

トランシット測量にも、器械の取扱上の誤差とか、器械構造上の誤差等いろいろあるが、その具体的なこ



第1図 黄金比の長方形



第2図 測量学における調和を图形で仮定

長方形で2辺の比が、黄金比をなすものは、もっとも形のよいものといわれ、西洋絵画や建築等に多く使われている。

継横の比が黄金比になっているか、またはその比に近い長方形は、われわれの身近にも数多くみられる。書籍、はがき、たばこの箱、名刺などは黄金比に大変近い。これは眼で見る場合、一番安定して美しいとされているからで、言いかえれば、最も調和のとれた、あるいはまた最もつり合いのとれた形として見られる。

専門的になって、まことに恐縮であるが、一つの土木構造物、例えば無筋コンクリート擁壁(鉄筋を使わないもので、一名重力式擁壁ともいう)の設計計算を行っても、その擁壁に影響する、いろいろな外力に耐え得る形のものは、非常に安定した形となり、高さと幅の平均の比が、黄金比に近い場合が多いことを経験している。

これまで、述べたことからは、具体的な形についてであったが、さて、われわれが行う測量についても、測量学上調和のとれた、つり合いのとれた測量を要求されている。この場合、1:1,618の比でなくして、1:1や、1:1:1の比の測量が要求されているのである。形にたとえれば正方形や正立方体等であろう。

E 平板測量の誤差

普通のアリダードを使用し、縮尺1:300である地積を測量するとする。平板測量にはおよそ次にあげる誤差がある。

A 器械誤差

- a アリダードの外心誤差
- b アリダードの視準誤差

B すえつけ誤差

- a 平板の傾斜による誤差

いとも簡単に使用しようとする。ある数たとえば306とか、1,020とかは、「ゼロ」が何の意味に使われているかはご理解できると思うが、平板測量の成果から、三斜法による求積表作成のとき、この「ゼロ」が最も不用意に使われている。法務局に提出される地積測量図がどんなものであるか、いろいろと検討してみると、どうすることによって「ゼロ」なるものが簡単に使えない訳がおわかりになるだろう。

- ① 測量器械、器具は簡単である。10 cm以下の長さは正確にプロットできない。
- ② 地積測量図に測量原図の成果を譲り受けた場合に生ずる譲写誤差。硬筆(5H)のさきを鋭く尖らせて線を引いても、その太さは0.15mmより細くはならない。譲写する人によって生ずる特定誤差、人間の眼特有の視差(健康で若い人の眼でも0.15 mm~0.2 mm以下は正確に見分けがつかぬこと)によって避けられねる誤差と、これらの誤差が消去される場合があるかも知れないが、反対に累積される誤差等、いり乱れたものになる。測量時から、地積測量図の譲写が終った時点で、いろいろの誤差が、プラスかマイナスの一方的に累積したと仮定すれば、誤差の発生する要素を測距、アリダードのプロット、譲写の際の鉛筆、個人の特性、人間本来の視差を5とした場合、 $(0.02 \text{ cm} \times 5) \div \frac{1}{300} = 30 \text{ cm}$ の誤差が出来る。普通は、プラスとマイナスで消去されるにしても、15 cm及至20 cmは覚悟すべきであろう。

- ③ 図上測距により生ずる誤差も無視できない。縮尺1:300のスケールの1目盛は0.66……mmで、実長は約20 cmであるが、1目盛の2分の1の点は大体の見当でわかるが、3分の1以下となると、ちょっとと判読し難い。したがって、かりに25 m 20 cmと、25 m 40 cmとの間にある場合、1位のcmの単位は判定しがたいことになる。目盛の大体中心にきていくときは、25 m 30 cm位の判断はつくが、正確な25.30 mではないのである。25.28 mかも知れないし、25.31 mかも知れない。ここに「ゼロ」の使い方の問題が提起される訳である。

大体の長さが、25 m 30 cmということは、下から1けた目の数(1 cmから9 cmまでの数)は正確に読みきれないから、

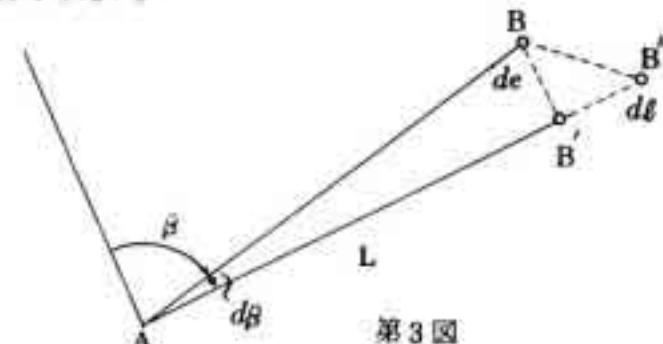
25.30

と最後に「ゼロ」をつけるのは誤りであって、

25.3

としなければならない。何故かなれば、はじめの25.30の意味は、25 m 30 cmまで正確に測距できた長さであって、25.3 mの意味は25 mはよいが、0.3 mは

とは省略する。ここでは「つり合」の問題にのみ触れてみたい。



第3図

第3図に示すように、角 β と距離 $AB=L$ を測定して、それぞれ、 $d\theta$ (d は非常に小さいことを意味する)および $d\ell$ の測定誤差があったとすれば、B点は B'' 点にずれることになる。この B'' をできるだけ小さくするには、測角誤差 $d\theta$ によって生ずる距離の誤差(B 点からずれる) de と、測距によって生ずる誤差 $d\ell$ ができるだけ小さいことを必要とされると同時に、 $de=d\ell$ であること、すなわち、 de と $d\ell$ とができるだけ等しくなるような測量をする。

たとえば、 $L=50 \text{ m}$ 、 $d\theta=20''$ とすれば、同図から

$$d\ell = L \times \frac{d\theta''}{\rho''} \quad (\rho'' = 1 \text{ ラジアン} = 206265'')$$

$$= 50 \text{ m} \times \frac{20''}{206265} \approx 5 \text{ mm}$$

となるから、距離 L の測定誤差 $d\ell$ も5 mmに止めれば、測距と測角の精度はつり合うことになる。

測角は $10''$ まで正確にはかっても、測距を1 cmどまりにしても意味がないし、反対に測距をmmまで正確に読んでも、測角を $20''$ 以下を省略したら、このトランシット測量は全く価値のないものとなる。

4. ゼロとは

人類が数を発見した歴史は相当古いようで、数の記号は紀元前150年前から、表現のしかたは違っていたが方々で作っていたらしい。しかし、不思議に「ゼロ」は使われていなかったようである。

「ゼロ」が他の記号と一緒に使われはじめたのは、六世紀以降といわれる。これが「ゼロの発見」だといわれている。

「ゼロ」の発見は、10進法の驚異的発展につながっている。すなわち現在の位取りによる記数法の発明になっているという。

「ゼロ」とは何もないこと、無そのものであるが、数学上の「ゼロ」の働きは、まことに不可思議である。「ゼロ」は魔物でもあるともいわれている。

われわれはしかし、この「ゼロ」を全く不用意に、

5. リズムに乗って

全員の方々には、音楽やスポーツの愛好者が多くあるときているが、私もその中の一人である。音楽とスポーツの間には全く関連性がないようにみえて、何か重要な共通の要素があるような気がする。

それはリズムだと思う。リズムそのものは運動とも言われる。音楽のもとも根本的要素で、音の強弱長短の配置によって、時間の流れに美的秩序感を生み出すものであるが、スポーツにおいても、ある試合を見ていて、躍動するようなリズムに乗ってゲームを進めて行くチームは、確かに強い。

測量においても、またそれがいえると思うがどうだろうか。デジタルした測量。木に竹をついだような一貫性のない測量。測量のそれなりの測量。少くともこれらはリズミカルな測量とはいえない。

測量にもリズムは必要なのである。

0.28 mかもしれないし、0.31 mかもしれない。1けたの部分は正確でないことを意味している。

さらに断言すれば、幅尺1:300のスケールでは、25.3 mの0.3 mも正確には認めないから、実際は25.2 mか、25.4 mにする方がむしろ正しいのであるが、平板測量による、地図測量図作成の場合は、およそその程度で、上述のように、目盛の中間にあると感じたら、25.3 mとしてさしつかえないと思う。

しかし、最後に「ゼロ」をつけないように注意していただきたい。また、目盛の3分の1とか、4分の1とかの位置にある時は、四捨五入して、25.2 mとか25.4 mとすべきである。

平板測量は、いかに慎重であっても、地図測量図作成までには相当の誤差が蓄積にからみ合うので、遂次トライシット測量に移行すべきであろう。

四 平板測量機因に三脚計量を行えばある程度、精度はよくなるが、そのまま寸法を地図測量図に書き下すことが許されてよいのではないかと思う。

西年八月二十六日、「若い男女」二名
を交えた乗物八名のタクシーが、
田畠歩道へと供給の船頭空港を飛
び立った。眼下にバーナーのように
展開する毛利の島を眺める事もなく、
十五分程で異國の地臺灣に到着。
空港では、人間管理の係官が手際
よく入の慣れをきばいでいる。
乗車の順序が私達の順となり、係官
が入庫と一緒に目を通しても何かけば
んな表情を浮かべて、「調査員」と
は向うで、と両腕を受ける。
何の調査員」と思わず聞きかえし
ながら、ふと件の入庫カードに目を
やつて一瞥した。
何と、カードの駕籠番には、「調
査員」と書かれていた。

私は「土地家屋調査士」である。
或して御意念のような「調査員」で
はありません。旅行社の専門的記載
はスミと併用するのだが、なかなか
大方の紹介が叶わず。八十音順者
のみの「Y」で後にとなりそうな書け
方。

調査士業務について詳細に説明を
して、とうやく納得がいったらしく
笑顔で「どうぞ」と胸元をバース。
外は駕籠轡れる臺灣の島であった。

スパイ容疑で逮捕！？

新支那 小林 葉



土地家屋調査士の

知名度と周知度



一県民アンケート調査の分析

土地家屋調査士の周知度に関する県民アンケートについては、前号で各項目別に紹介したが、今回は年令層別、職種別に分析を進めてみた。

ここで、単に土地家屋調査士の名称を知っているとする知名度の段階と、更に進んで土地家屋調査士の職域についてどの程度知悉しているか

という周知度の段階とは、明確に区別して考えなければならない。土地家屋調査士の知名度については、第2回に示すように、農業・自由業・商業・会社員・公務員の順に答の分析でみると、知名度の傾向に比例して、周知度にも同様の職種別による傾向がうかがえるものの、知名度におけるような顕著な差は見られない。

このことから、職種別に見受けられる知名度の差の原因は、登記などの必要の度合によって土地家屋調査士の存在を知ったのではなくて、しろ、得られる情報の量の大小によって知名度が影響されている。つまり、職業上、広範囲な情報（常識）

が、より多く要求される職種において、土地家屋調査士の知名度が高い

したがって、実際に土地や建物の登記を依頼することとなると、知名度とは関係なく、どの職種も圧倒的に司法書士に仕事を持つていってしまうという結果となる。

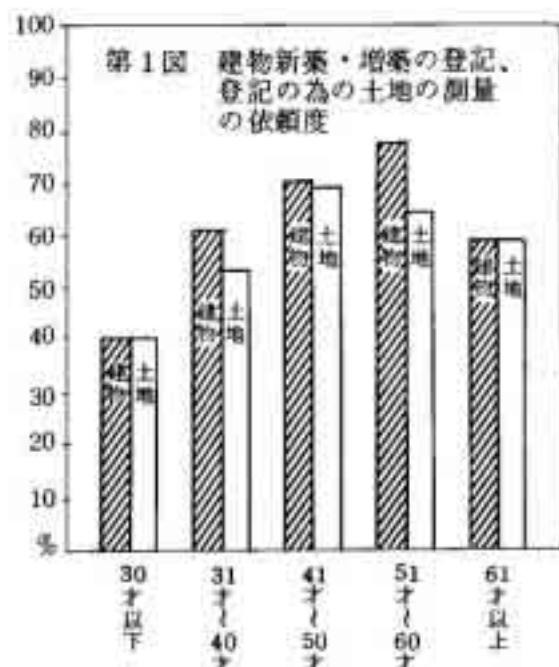
つまり、土地家屋調査士に対する県民の認識が、単に名前を知っている、聞いたことはあるといった知名度の段階で留まっていることを問題としなければならない。

次に、年令層別に見る知名度の傾向は、若年層になるほどその割合がやや増加しているが、三十才台において異常な落ち込みがあるのはなぜであろうか。

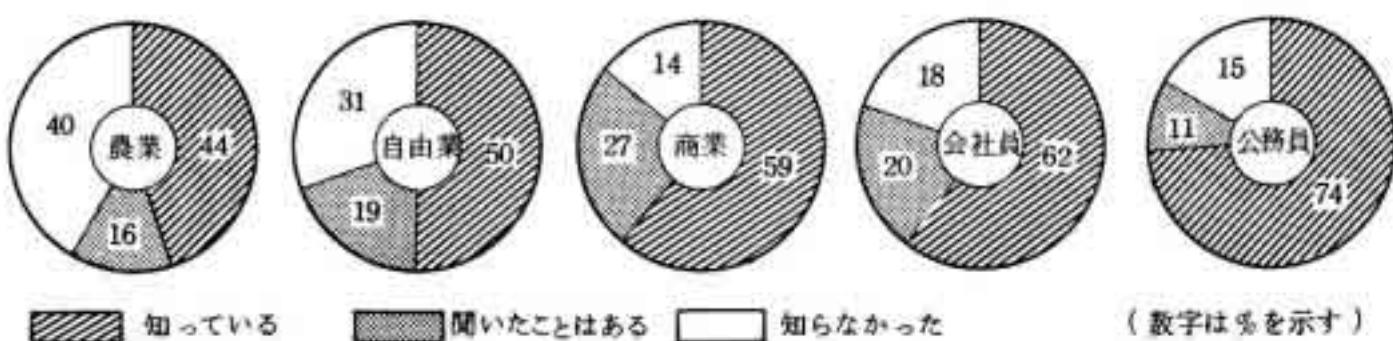
第1回は建物新築の登記の経験ありとするものの年令層別の割合を示しているが、登記の依頼は、六十才以上との年令層における落ち込みは、おそらく第二次大戦後

の、庶民に対する銀行などの金融機関の融資の途が開かれたこと、いわゆる銀行の大衆化に由来する建物などの担保設定の要請から、自己所有の建物に対する登記の必要性が増大した、そうした時代的な趨勢が、この六十一才以上の人々の時代には、まだ充分でなかったということによるものと思われる。

土地の登記については、五十才台がピークであり、建物に比べて、土地の需要の増加が約十年ほど後追いの傾向にあることを物語っている。



第2回 土地家屋調査士の名称について



所感

素人の思い込み

山口支部 木下勝



「素人の思いこみ程、度し難いものはない」と、常に私は思っている。会員諸氏も、無知で頑固な嘱託人に手古摺った経験をお持ちでない方はあるまい。

しかし、私が此處で述べようとするのは、玄人である我々に対する、素人の嘱託人についてではなく、我々が、その専門分野以外の事柄について時に発言する際の度し難さについてである。こう言うと専門家でない者は発言してはいけないのかと言われそうだが、固より私と専門外の事について感想を洩らさないわけではない。しかし、それが果して正確を射ているかどうか自信がないし、せいぜいマスコミ論調や偉いへとされている学者の受け売りであつたり、そうでなければ荒唐無稽な独断であつたりしはしないかということを懼るので、いきおい発言に慎重ならざるを得ないのである。と言つておき乍ら、以下の様なことを述べるとは、矛盾も良い処かもしれないが、会報のスペースを埋める為、何か書けという船出部長の嚴命なので、敢て筆を滑らせる次第である。

さる年の司法書士会の総会で、「無料登記相談」という言葉はおかしいではないか。無料の登記というのがあるわけではないから、登記無料相談とすべきであるとの発言があり時、執行部は何と答えるかと思つたら、あっさり御説御尤も踏参してしまった。それ以来、登記等無料相談という用語が用いられている。

勿論これでも間違いではないが、それは修正前の用語がまちがいかうと思うと共に、反面「オヤオヤ、こんなこと言っちゃって、良いのかな」と思うのである。一方、そういう発言を受けて立つ執行部の方にも、ソラのなき、悪く言えば狡さといったものがなくて、「真正直な方が多いからであろう」しかも何とか無事總会を切り抜けたいという気持が強く、それだけが古くから用いられている慣用的な用法なのである。語呂の良さもこの方が優つてゐると私は思う。

論者は「無料の」「登記」という風に、無料という名詞が形容詞的に用いられ、しかも登記という直後の二字にのみかかると誤って解した為、前記発言となつたものと思われるが、正しくは「無料で相談する」という様に副詞的に用いられていると解すべきであつて、無料は登記を修飾するのではなく、相談を修飾しているのである。無料が形容詞的に用いられていると解しても誤りではないが、その場合は、登記だけにかかるのではなく、「法律相談」「登記相談」というまとまった熟語全体を修飾しているのだと思つて正しい。無料が登記にだけかかると思ふのは国語力の貧困を示す以外の何ものでもない。

尤もそういう人の存在まで考慮して誤解のない様にしようというのならわかるが、そういう国語力の貧弱な人は、御々相談に来る資格がないといわなければならない。けだし、我々の説明が理解できないであろうからである。そういう人は我々の説明を誤解して帰るのがオチで、登記相談の効果があがるどころか、むしろ逆効果にしかなりかねない。

この問題などは専門外の問題といふより、一般教養の問題であつて、殊更問題にしなければならない方がおかしい位である。

執行部も実際には答弁できなければ、「よく検討致しまして修正すべき点があれば修正致します」と答弁すればよかつたのではなかろうか。

次に、調査士会及び行政書士会の総会で、同一会員により、「収支決算書中の備品費の中に一件十万円以下の物件があるか否か」が質された。上での「斯かる小額物件は消耗品として計上し、十万円以上の物件のみ備品費に計上すべきではないか」という趣旨の発言が為された。これに対し調査士会長は、そういう取扱いが許されば有難い旨答弁した。

一方、行政書士会では有識会員より異議が出た為斯かる取扱いの可否に付議場に譲られた結果、否決された。固より会員諸氏も玄人ではないが、常識的に考えて、斯かる取扱い

が少くとも会の会計処理上妥当性を欠くことを感知したものと思われる。

小生とてプロの会計人ではないが、法友会の会計を担当している関係上、時に会計学上の諸問題について考えさせられる機会があるので、後日参考書等を検討した処、やはり、前記論者は、素人の独断に陥っていたといわざるを得ないのである。

ます、用語についてであるが、備品は飽く迄備品であつて消耗品ではない。論者は、消耗工具器具備品と

混同していると思う。

更に、会の收支決算書は予算の執行状況を会員に報告し承認を得る為のものであって、営利企業に於ける損益計算書とはその目的、性格を異

にするが、収支決算を行う点では共通性があるので、これを損益計算書に見立てる。備品費は「費用」に属する勘定科目であって、貸借対照表科目たる資産に属する「備品」とは異なる。

而して、企業会計原則注解注1の(1)に曰く、「消耗品、消耗工具器具備品その他の貯蔵品等のうち重要性の乏しいものについては、その買入時又は払出時に費用として処理する方法を採用することができる」とあり、財務諸表規則取扱要領(昭和四九年十一月一日歳証第一九九四号)の第六四には、「工具器具備品は耐用年数一年以上で相当価額以上のものに限るものとする」とある。

従つて、相当価額を十万円としたのは、飽く迄、租税法が租税政策実施上の合目的的見地から定めたことにはさぎないということができる。

たとえば、耐用年数十年価格九万九千円の物件を毎年買い付け、下取には出さないことにする。これは、ある。

消耗備品であるからとして毎期費用化してしまい財産目録には載せないこととする。従つて簿外資産ということになる。こういう物は特に補助簿でも作つて記入しておかないと誰かが持ち帰つてもわからないことになる。

現在の事務局や執行部には人格高潔な方ばかり揃っているからそういう

うおそれはないかもしないが、制度としては、内部牽制が考慮されている制度の方がベターであると考える。お問い合わせばかり集っている筆の銀行に於てさえ、制度上の欠陥によって不祥事が発生していることに思いを致す必要がある。

以上を要するに税法が許している会計処理も、我が会としては聊か不健全な会計処理という他ないのである。

それでは、最後に、財産目録に「備品」として登載された物件に付減償却の必要ありや否やについて論することにする。

抑々、我が会の如き非営利団体に在っては損益計算の必要がない。従つて固定資産の減価償却も必要でない。けだし、費用収益対応の原則に従つて期間損益を正しく計算する為当期の収益に賦課すべき費用として



減価償却費を計上する必要がないからである。¹⁾

防長人物抄

名物調査上紹介 ②

國の御用に作
にも貢き川毛子
うな御用事でも

井支部 竹内重信

卷之三

卷之三

原の町は、今
にも開拓田見え

——早速ですが、蘇のカルタ王

文部省印

精つ親に本が残存している。その一枚一枚の竹の情感を充分に

カルタ
萩のまち

「カルタを自分で
そつとやけ」は

福井市で学ぶ京の歴史

「民衆の定員は二十六名、
民衆相手の役員を置いて
ますが、民衆の勢力は弱い
からでも本邦的な本邦気で
すので、あまり多く前泊客
を勧めることでは、民衆よし
ての好きなが失なわれてしま
います。」

前泊ばかりではなく、外
人の宿泊客も来られます。
先だつてはアメリカの最高
級の料亭も運営されました。
窓の中には、五、六十万
円もあるような豪華な上達
にと買われる方もおられて
それなら何もこんな粗相に



会務報告



行事予定

- 八月六日（火）中国プロック会長会議（岡山市）共済制度・慶弔規程旅費規程について協議す。
- 四月一五日（木）第一回部長会を開き総会提出議題原案について協議す。
- 四月一七日（土）企画部と推進員との協議会。
- 四月二三日（金）法司調査者打合会を山泉荘で開き、新局長を歓迎する。
- 四月二十四日（土）理事・支部長会を開催し総会提出議案を審議す。
- 四月二七日（火）監事会
- 五月一〇日（月）中国プロック会広報部会開催（於岡山市）
- 五月一二日（水）緊急部長会
- 五月二三日（土）総会準備打合会（於防府市）
- 五月二三日（日）第二回定時総会（於防府市福祉会館）
- 六月一日（金）登記課との協議会
- 同日（金）中国プロック会長会議（岡山）プロック協議会の打合。
- 六月一七日（木）日調連定期総会（於熱海市）本光会長、岡村中村両部長
- 一八日（金）企画部会を開き、本年度事業実施について協議す。
- 六月二三日（水）企画部会を開き、本年度事業実施について協議す。
- 七月九日（金）総務部会を開き、共済保険、補助者就業規則案協議す。
- 七月一五日（木）第二回理事会開催、本年度事業実施について協議す。
- 七月三一日（土）臨時綱紀委員会（於宇都市）
- 八月五日（木）中国プロック会企画部会公共嘱託部会を開催す。
- 八月一日（木）中国プロック会長会議（於松江市）
- 八月一一日（木）法司調査者協議会（於可調会館）
- 八月二八日（土）中国プロック会長会議（於松江市）
- 九月一三日（月）全国会長会議（於北海道）

編集雑記

★団のロッキーード、いよいよ
れていたりします。

よ進歩か。

瓢箪から駒ならぬビーナフ
ツからタ角ツが出てきた模様。

★第二号の目玉商品は新進
会員の覆面放談会です。

斯界に対する、また会に対する、
思ひ切った批判なり要望なり

を秘かに期待していたのですが、当
初の思惑の「毒舌会」とはならず、
でもこれで良かったのかもしれません。

ん。

★技術の進歩は、目まぐるしいほ
どで、つい先日まで使っていた測量
機械や計算器具などが、いつしか、
不要品扱いで事務所の片隅に放置さ
れています。

★次号は昭和五十一年十二月一日
に発行致します。
事務局まで、原稿をお寄せください。

支部	氏名	異動事由	異動月日	備考
宇部	上田 軍兵	本籍地変更	三・三〇	宇部市大字西岐波三三一六の一
下関	古井 美知	脱会	三・三一	老令の為
澤辺	淳一			病氣の為
鶴田	勝己	入会	四・一	下関市彦島江の浦七町八八三
山口	宮田 武子	住所変更	四・一	山口市大字吉敷二八八四の四
宇部	今村 清	休業	四・一	山口市大字吉敷二八八四の四
山口	西山 房義	死亡	四・一	山口市大字吉敷二八八四の四
宇部	小崎千代人	事務所変更	五・一三	山口市大字仁保中郷七〇六
岩国	難波 勝美	事務所変更	四・一六	山口市大字仁保中郷七〇六
下関	舟坂 兵治	脱会	六・一三	宇部市大字妻崎開作一一六八の一
			六・二五	柳井市大字柳井二六一六の七
		業務廃止		柳井市大字柳井二六一六の七

※補助者異動状況報告は別の方法で報告します。

先日、理事の一人から、こうした
機械器具などで、土地家屋調査士の
歴史を如実に語っている品々や文献
・資料の類を本部で蒐集して保管展
示してはどうか、という趣旨の提案
がありました。

いずれ、企画部を通じて具体的な
他にも、新規なプランをお持ちの方
の御提案を期待しております。